



各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー エ ー シ ー  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 俊 夫  
( 証 券 コー ド 4725 東 証 1 部 )  
問 合 先 執 行 役 員 経 営 管 理 本 部 長 大 塚 直 義  
( 電 話 03-6667-8000 )

株式会社M I Cメディカルとの資本業務提携契約の締結及び  
同社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社シーエーシー(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 21 年 3 月 23 日開催の取締役会において、株式会社M I Cメディカル(コード番号 2166 ジャスダック、以下「対象者」といいます。)との間で資本業務提携契約(以下「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に基づく資本業務提携を「本資本業務提携」といいます。)を締結し、対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます)を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本公開買付けでは、対象者の議決権の 48.99%を上限としており、対象者株式の過半数を取得して対象者を当社の子会社とすることは企図しておりません。

記

1. 買付け等の目的

( 1 ) 公開買付けを実施する背景及び理由

当社は、対象者の普通株式の 2,699 株(対象者の発行済株式総数に対する所有株式の割合(以下「所有株式数割合」といいます。))の 19.55%となります。)を保有する筆頭株主となった後、平成 20 年 11 月より、対象者との間で本資本業務提携に係る交渉を行ってまいりました。また、平成 20 年 12 月 25 日開催の対象者定時株主総会での承認を得て、当社取締役 1 名が対象者取締役(社外)に就任しております。

今般、当社は、対象者との更なる関係強化を図りつつ、共に対象者の企業価値を向上させることを目的として、対象者との間で本資本業務提携契約を締結するとともに、その一環として、対象者株式について、買付数の上限を 4,064 株(買付け等を行った後における所有株式数割合 48.99%)とし、下限を設けない公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を実施することを決定しました。

なお、本公開買付けについては、平成 21 年 3 月 23 日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意を表明する旨の決議がなされております。当該決議に際し、対象者の取締役のうち、当社の取締役を兼務している松村晶信は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には参加しておりません。

当社は、先進的なIT(情報技術)を活用し、顧客企業の持続的な成長になくてはならないサービスを提供することを基本方針としており、中でも医薬品開発を支援するサービスは豊富な実績を有してありま

す。

一方、対象者は、日本のCRO(医薬品開発業務受託機関)業界において、特にモニタリング業務に強みを持つ企業として独自の存在感を示しており、また、質の高い人材を生み出している企業として高い評価を得ています。

当社は、CRO(医薬品開発業務受託機関)機能を含む医薬品開発支援サービスの拡充と成長を経営戦略上の重点課題に位置付けておりますが、同事業の一層の飛躍のためには、対象者との強固な協力関係を築くことが戦略的に重要な価値を持つとの判断に至りました。そこで、対象者との緊密な資本業務提携を企図し、そのような提案を対象者に行うことを前提として、平成20年9月16日以降の証券取引所における市場内外の取引を通じて、対象者株式の2,699株(所有株式数割合19.55%)を取得し、対象者の筆頭株主となっております。

一方、対象者はCRO(医薬品開発業務受託機関)事業におけるモニタリング業務に特化しており、従前より、他社との提携を重点施策として掲げております。

当社は、対象者株式の取得後、平成20年11月に対象者に本資本業務提携の提案を行い、それ以降、両社は継続的に本資本業務提携に関する協議・検討を進め、その結果、対象者は、医薬品開発支援サービスにおいて両社の業務領域が補完関係にあることに加え、当社が今後の医薬品開発支援サービスにおける重要な競争力の源泉となりうるIT(情報技術)に強みを持っていることから、医薬品開発支援サービスの拡大を目指す当社との連携が、対象者の中長期の成長に大いに資するものであるとの判断に至りました。

こうした経緯により、当社が情報サービス事業者として培ってきたIT(情報技術)と対象者のCRO(医薬品開発業務受託機関)事業、特にモニタリング業務のノウハウ並びに人材等、各々が持つ経営資源等を相互に補完・有効活用することが両社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいてはCRO(医薬品開発業務受託機関)業界における事業者としての確固たるポジションの確立に資するとの認識で両社が一致し、その提携の実現性を一層高めるために、当社が対象者株式の所有株式数割合を更に高めることが有効であるとの合意に達したものであります。そこで今般、当社と対象者は本資本業務提携契約を締結し、当社はその一環として本公開買付けを実施いたします。

## (2) 本資本業務提携の概要

当社は、対象者との更なる関係強化を図りつつ、共にCRO(医薬品開発業務受託機関)業界内で確固たるポジションを獲得することを目指し、平成21年3月23日付で本資本業務提携契約を締結しております。かかる本資本業務提携契約の主な内容は以下のとおりです。

- ( ) 当社と対象者がそれぞれのサービス領域を組み合わせることで共同受託できる体制の構築を目的とする。
- ( ) 協力して推進する主な提携内容は次の事項とする。
  - 営業情報の交換等、共同受注に向けた営業協力
  - 受託業務における人的リソースの相互活用
  - 業務体制、実行プロセス等の情報交換を通じた業務手順の共通化の検討
  - 研修に関する情報交換・研修機会の相互提供等を通じた人材育成面での協力
  - 人材確保のための情報交換
  - 当社による対象者へのIT(情報技術)面での支援
  - 事業環境、将来のサービス形態等に関する意見交換等、事業戦略立案面の相互協力
  - 機会に応じたCRO(医薬品開発業務受託機関)企業に対するM&Aの情報交換・共同検討
- ( ) 提携を推進するため、当社及び対象者の社長による提携推進の協議の場並びに実務レベルでの

連絡会を定期的を開催する。

- ( ) 当社は対象者の取締役会の過半数に至らない範囲で取締役2名以内(現在の当社及び対象者の兼任取締役1名を含む。)を指名することができ、対象者はかかる取締役を選任するために必要となる対象者の株主総会及び取締役会の開催その他の手続きを行うものとする。
- ( ) 当社は対象者の監査役について、その候補者を指名することはできないものとし、対象者が提案する監査役選任議案に賛成するものとする。但し、当社は対象者に対して監査役候補者を推薦することができるものとする。
- ( ) 当社は対象者の総株主の議決権の49.00%を上限として、対象者株式を取得するために本公開買付けを実施する。なお、本公開買付けの実施後、当社が保有する対象者株式に係る議決権の数の対象者の総株主の議決権の数に占める割合(以下「所有議決権割合」といいます。)が49.00%に達しなかった場合には、法令で認められる範囲において当社が妥当と判断する手段(証券取引所における市場内外の取引を含むが、これらに限られない。)により、49.00%に至るまで対象者株式を取得することができる。また、対象者の発行済株式総数の増加等の理由により所有議決権割合が49.00%に満たなくなった場合も同様とする。

なお、当社と対象者は、それぞれの経営の自主性を尊重しながら、事業運営における戦略的な方向性を共有していくことが、両社の更なる相互理解及び協力関係の着実な構築に有効であるとともに、それによる両社事業の発展可能性の最大化に寄与すると考えているため、本資本業務提携の一環として行う本公開買付けにより、対象者株式の過半数を取得して対象者を当社の子会社とすることは企図しておりません。また、現時点において、当社が対象者の取締役1名を追加で指名することを予定しておりますが、時期等については未定です。また、本公開買付け成立後、ただちに対象者の現役員を変更することも予定しておりません。

### (3) 本公開買付け実施後の経営方針及び今後の見通し

本公開買付けの終了後、当社は速やかに対象者との緊密かつ友好的な協力関係を構築し、協業を進めて参ります。なお、本資本業務提携では、前記「(2)本資本業務提携の概要」記載のとおり、両社の事業基盤並びに顧客基盤等を活用することにより、両社がそれぞれのサービス提供力を強化するとともに、それぞれのサービス提供領域を組み合わせることにより、共同受託を可能とする体制構築を目的としております。そのために営業面・人的リソース面での相互協力、業務手順の共通化に向けた検討、事業戦略に関する意見交換及び対象者に対するIT(情報技術)面での支援等の諸施策を対象者と協議の上、実施していく予定です。

また、今回取得する株式については、当面継続保有する予定であり、現時点において対象者株式を追加取得することは予定しておりませんが、本公開買付けの終了後、当社及び対象者の協力関係を一層強固なものとし、本資本業務提携の効果を一層高めるため、両社の資本提携の在り方について引き続き当社と対象者で検討を続ける意向です。

### (4) 本公開買付けにおける条件の概要

前述のとおり、本資本業務提携に基づき、対象者の議決権の48.99%を上限として、対象者株式を取得することを目的とするものです。本公開買付けにおいては、買付予定の下限は設定いたしません。

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格(以下「買付価格」といいます。)を決定するにあたり、当社の第三者算定機関である株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)に対し、買付価格の決定の参考資料として対象者の株式価値算定を依頼しました。

三井住友銀行は、当社からのかかる依頼に基づき、当社が提供した対象者の業績の内容や当社が妥当と判断した対象者の事業計画により、市場株価平均法及びディスカунテッドキャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定を実施し、当社は三井住友銀行から平成 21 年 3 月 19 日付で株式価値の算定結果について報告及び「株式価値算定書」の提出を受けております(なお、当社は、第三者算定機関に対し買付価格の公平性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を求めておりません。)。それぞれの手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 87,990 ~ 89,514 円  
DCF法 : 254,454 ~ 293,617 円

当社は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討に当たっては、本公開買付けは、買付予定数に上限を設定しており、対象者株式の過半数を取得して対象者を当社の子会社とすることは企図していないこと、本公開買付け後も引き続き対象者の上場を維持する方針であることから、今後予想される提携効果も踏まえ、対象者株式の直近の市場株価にプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であると判断しました。それに加え、対象者との本資本業務提携に関する協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可能性、対象者に対する事業・法務・会計に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例、及び直近の対象者株式と市場取引の状況から推測される本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、平成 21 年 3 月 23 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格を 130,000 円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格 130,000 円は、本公開買付け開始を決議した取締役会前営業日(平成 21 年 3 月 19 日)の株式会社ジャスダック証券取引所(以下「ジャスダック証券取引所」といいます。)における対象者株式終値 88,100 円に対して 47.56%(小数点以下第三位四捨五入。以下同様。)、同日までの過去1ヶ月間の対象者株式終値の単純平均値 88,233 円(小数点以下第一位四捨五入。以下同様。)に対して 47.34%、同日までの過去3ヶ月間の対象者株式終値の単純平均値 86,800 円に対して 49.77%、同日までの過去6ヶ月間の対象者株式終値の単純平均値 85,881 円に対して 51.37%のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。

#### (5) 本公開買付けに関する合意等

対象者は、平成 21 年 3 月 23 日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨及び本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を行っております。その際、対象者の取締役のうち、当社の取締役を兼務している松村晶信は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には出席せず、また対象者の立場において当社との協議・交渉にも一切参加しておりません。

#### (6) 本公開買付けによる上場廃止の可能性の有無

現在対象者株式は、ジャスダック証券取引所に上場しておりますが、当社は、本公開買付け後も引き続き対象者の上場を維持する方針です。従いまして、本公開買付けにおいては買付予定の株券等の数に上限(4,064 株)を設定しております。

## 2. 買付け等の概要

### (1) 対象者の概要

商号	株式会社M I Cメディカル																							
事業内容	臨床開発業務を支援するC R O事業																							
設立年月日	昭和61年12月12日																							
本店所在地	東京都文京区湯島4丁目2番1号																							
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 間瀬正三																							
資本金	695,200千円(平成20年12月31日現在)																							
大株主及び持株比率 (平成20年9月30日現在)(注)	<table border="0"> <tr> <td>オリックス株式会社</td> <td>14.19%</td> </tr> <tr> <td>総合メディカル株式会社</td> <td>10.08%</td> </tr> <tr> <td>間瀬正三</td> <td>5.79%</td> </tr> <tr> <td>株式会社アグレックス</td> <td>4.92%</td> </tr> <tr> <td>M I Cメディカル社員持株会</td> <td>4.04%</td> </tr> <tr> <td>バンクオブニューヨークジー シーエムクライアントアカウ ントジェイピーアールデア イエスジーエフイーエイシー</td> <td>3.70%</td> </tr> <tr> <td>株式会社シーエーシー</td> <td>3.66%</td> </tr> <tr> <td>株式会社DNAチップ研究所</td> <td>2.89%</td> </tr> <tr> <td>北川晴美</td> <td>2.71%</td> </tr> <tr> <td>ジャパン・スプレッド・パー トナース投資事業組合</td> <td>2.31%</td> </tr> <tr> <td>ジャパン・スプレッド・パー トナース 投資事業有限責任組合</td> <td>2.31%</td> </tr> </table>		オリックス株式会社	14.19%	総合メディカル株式会社	10.08%	間瀬正三	5.79%	株式会社アグレックス	4.92%	M I Cメディカル社員持株会	4.04%	バンクオブニューヨークジー シーエムクライアントアカウ ントジェイピーアールデア イエスジーエフイーエイシー	3.70%	株式会社シーエーシー	3.66%	株式会社DNAチップ研究所	2.89%	北川晴美	2.71%	ジャパン・スプレッド・パー トナース投資事業組合	2.31%	ジャパン・スプレッド・パー トナース 投資事業有限責任組合	2.31%
オリックス株式会社	14.19%																							
総合メディカル株式会社	10.08%																							
間瀬正三	5.79%																							
株式会社アグレックス	4.92%																							
M I Cメディカル社員持株会	4.04%																							
バンクオブニューヨークジー シーエムクライアントアカウ ントジェイピーアールデア イエスジーエフイーエイシー	3.70%																							
株式会社シーエーシー	3.66%																							
株式会社DNAチップ研究所	2.89%																							
北川晴美	2.71%																							
ジャパン・スプレッド・パー トナース投資事業組合	2.31%																							
ジャパン・スプレッド・パー トナース 投資事業有限責任組合	2.31%																							
公開買付者と 対象者の関係等	資本関係	平成21年3月23日現在、当社は対象者の発行済株式総数の19.55%(2,699株)保有しております。																						
	人的関係	当社の取締役1名が、対象者の取締役を兼任しております。																						
	取引関係	該当事項はありません。																						
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。																						

(注) オリックス株式会社から、対象者へ平成20年10月24日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成20年10月17日に異動が生じ、同社が対象者の大株主に該当しなくなっております。

なお、オリックス株式会社の大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

名称	オリックス株式会社
住所	東京都港区浜松町2丁目4番1号
保有株券等の数	株式0株
株券保有割合	0.00%

また、当社から、平成 20 年 10 月 24 日付の大量保有報告書の写しを送付し、平成 20 年 10 月 17 日に異動が生じ、当社が対象者の大株主になっております。

なお、当社の大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりであります。

名称	株式会社シーエーシー
住所	東京都中央区日本橋箱崎 24 番 1 号
保有株券等の数	株式 2,640 株
株券保有割合	19.12%

## ( 2 ) 買付け等の期間

### 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 3 月 24 日(火曜日)から平成 21 年 4 月 30 日(木曜日)まで(27 営業日)(以下「公開買付期間」といいます。)

### 対象者の請求に基づく延長の可能性の有無

金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、30 営業日、平成 21 年 5 月 8 日(金曜日)までとなります。

### 期間延長の確認連絡先

株式会社シーエーシー

東京都中央区日本橋箱崎町 24 番 1 号

03(6667)8000 執行役員 経営管理本部長 大塚 直義

確認受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

## ( 3 ) 買付け等の価格 1 株につき、金 130,000 円

## ( 4 ) 買付け等の価格の算定根拠等

### 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける対象者株式の買付価格を決定するにあたり、当社の第三者算定機関である三井住友銀行に対し、対象者の株式価値算定を依頼し、平成 21 年 3 月 19 日付で株式価値の算定結果について報告及び「株式価値算定書」の提出を受け、その結果を参考にしております。

三井住友銀行は、当社が提供した対象者の業績の内容や当社が妥当と判断した対象者の事業計画により、市場株価平均法及び DCF 法による算定を実施しており、それぞれの手法において算定された対象者株式 1 株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法 : 87,990 ~ 89,514 円

DCF 法 : 254,454 ~ 293,617 円

市場株価平均法では、平成 21 年 3 月 18 日を基準日として、ジャスダック証券取引所における対象者普通株式の、過去 1 ヶ月、3 ヶ月の VWAP (出来高加重平均株価) の平均をもとに、1 株当たりの普通株式の価値の範囲を 87,990 ~ 89,514 円と算定いたしました。

DCF 法では、当社が妥当性を確認した対象者の事業計画を前提とし、対象者が将来生み出すと見

込まれるフリー・キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引いて株式価値を算定し、1株当たりの普通株式の価値の範囲を254,454～293,617円と算定いたしました。

当社は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討に当たっては、本公開買付けは、買付予定数に上限を設定しており、対象者株式の過半数を取得して対象者を当社の子会社とすることは企図していないこと、本公開買付け後も引き続き対象者の上場を維持する方針であることから、今後予想される提携効果も踏まえ、対象者株式の直近の市場株価にプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であると判断しました。それに加え、対象者との本資本業務提携に関する協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可能性、対象者に対する事業・法務・会計に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例、及び直近の対象者株式と市場取引の状況から推測される本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、平成21年3月23日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格を130,000円と決定いたしました。

なお、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格130,000円は、本公開買付け開始を決議した取締役会前営業日(平成21年3月19日)のジャスダック証券取引所における対象者株式終値88,100円に対して47.56%(小数点以下第三位四捨五入。以下同様。)、同日までの過去1ヶ月間の対象者株式終値の単純平均値88,233円(小数点以下第一位四捨五入。以下同様。)に対して47.34%、同日までの過去3ヶ月間の対象者株式終値の単純平均値86,800円に対して49.77%、同日までの過去6ヶ月間の対象者株式終値の単純平均値85,881円に対して51.37%のプレミアムを、それぞれ加えた価格であります。

#### 算定の経緯

##### ( ) 検討の経緯

当社は、CRO(医薬品開発業務受託機関)機能を含む医薬品開発支援サービスの拡充と成長を経営戦略上の重点課題に位置付けておりますが、同事業の一層の飛躍のためには、対象者との強固な協力関係を築くことが戦略的に重要な価値を持つとの判断に至りました。そこで、対象者との緊密な本資本業務提携を企図し、そのような提案を対象者に行うことを前提として、平成20年9月16日以降の証券取引所における市場内外の取引を通じて、対象者株式の2,699株(所有株式数割合19.55%)を取得し、対象者の筆頭株主となっております。

一方、対象者はCRO(医薬品開発業務受託機関)事業におけるモニタリング業務に特化しており、従前より、他社との提携を重点施策として掲げております。

当社は、対象者株式の取得後、平成20年11月に対象者に本資本業務提携の提案を行い、それ以降、両社は継続的に本資本業務提携に関する協議・検討を進め、その結果、対象者は、医薬品開発支援サービスにおいて両社の業務領域が補完関係にあることに加え、当社が今後の医薬品開発支援サービスにおいて重要な競争力の源泉となりうるIT(情報技術)に強みを持っていることから、医薬品開発支援サービスの拡大を目指す当社との連携が、対象者の中長期の成長に大いに資するものであるとの判断に至りました。

こうした経緯により、当社が情報サービス事業者として培ってきたIT(情報技術)と対象者のCRO(医薬品開発業務受託機関)事業、特にモニタリング業務のノウハウ並びに人材等、各々が持つ経営資源等を相互に補完・有効活用することが両社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいてはCRO(医薬品開発業務受託機関)業界における事業者としての確固たるポジションの確立に資するとの認識で両社が一致し、その提携の実現性を一層高めるために、当社が対象者株式の所有株式数割合を更に高めることが有効であるとの合意に達したものであります。そこで今般、当社と対象者は本資本業務

提携契約を締結し、当社はその一環として本公開買付けを実施いたします。

( ) 算定の意見を聴取した第三者算定機関

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、当社の第三者算定機関である三井住友銀行に対し、平成 21 年 2 月下旬頃、対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 21 年 3 月 19 日付で算定結果について報告及び「株式価値算定書」を受領しました(なお、当社は、第三者算定機関に対し買付価格の公平性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を求めておりません。)

( ) 買付価格を決定するに至った経緯

当社は、以上の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討に当たっては、本公開買付けは、買付予定数に上限を設定しており、対象者株式の過半数を取得して対象者を当社の子会社とすることは企図していないこと、本公開買付け後も引き続き対象者の上場を維持する方針であることから、今後予想される提携効果も踏まえ、対象者株式の直近の市場株価にプレミアムを付した買付価格を提示することが妥当であると判断しました。それに加え、対象者との本資本業務提携に関する協議・交渉の結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可能性、対象者に対する事業・法務・会計に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付与されたプレミアム水準の実例、及び直近の対象者株式と市場取引の状況から推測される本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、平成 21 年 3 月 23 日開催の取締役会において、本公開買付けにおける対象者株式に係る買付価格を 130,000 円と決定いたしました。

( ) 公平性を担保するための措置

一方で、対象者取締役会は、当社から提示された買付価格に対する意思決定において、その公平性を担保するために、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として牧真之介公認会計士事務所に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、牧真之介公認会計士事務所から平成 21 年 3 月 17 日付「株式価値算定報告書」を取得しております(なお、対象者は、第三者算定機関に対し買付価格の公平性に関する意見(フェアネス・オピニオン)を求めておりません。)。牧真之介公認会計士事務所は、DCF方式、株式市価方式及び株価倍率方式による算定を実施し、対象者の普通株式1株当たりの価値はそれぞれ 143,528 ~ 341,537 円、85,233 ~ 86,802 円及び 163,207 ~ 251,385 円となりました。なお、株式市価方式については、測定期間として、平成 21 年 3 月 13 日を基準日として、基準日、1ヶ月平均、3ヶ月平均並びに6ヶ月平均を使用しましたが、対象者の業績予想の修正(平成 20 年 4 月 11 日公表の「平成 20 年 9 月期中間および通期業績予想の修正に関するお知らせ」、平成 21 年 1 月 16 日公表の「業績予想の修正に関するお知らせ」)やリーマンショックにより市場全体が不安定になった影響を受け、株価が大きく変動したことにより、基準日と1ヶ月平均を測定期間とすることは適当では無いと判断し、3ヶ月平均株価と6ヶ月平均株価を採用しております。

対象者は、上記のとおり、本公開買付けを通じて当社との間に資本業務提携関係を構築することが、対象者の中長期の企業価値の向上に資するものであるとの判断に至ったことから、本公開買付けには賛同の意見を表明するものの、当社から提示された買付価格は、株式価値算定報告書において、DCF方式、株価倍率方式によりそれぞれ算定された対象者株式1株当たりの価値の下限を下回ることから、本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断を委ねることを決議いたしました。

( ) 利益相反を回避するための措置

対象者は、平成 21 年 3 月 23 日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨及び本



公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねる旨の決議を行っておりますが、当該決議に際し、対象者の取締役のうち、当社の取締役を兼務している松村晶信は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には出席せず、また対象者の立場において当社との協議・交渉にも一切参加しておりません。

#### 算定機関との関係

三井住友銀行は、当社の関連当事者には該当しません。

#### (5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,064 (株)	- (株)	4,064 (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数(4,064株)以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(4,064株)を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 公開買付け期間の末日までに、対象者の新株予約権が行使される可能性があり、当該行使により発行又は移転される対象者株式も本公開買付けの対象としております。

#### (6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	2,699 個	(買付け等前における株券等所有割合 19.55%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	4,064 個	(買付け等後における株券等所有割合 48.99%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,804 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数(4,064株)に係る議決権の数です。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者の平成21年9月期(第23期)第1四半期報告書(平成21年2月13日提出)記載の平成20年9月30日現在の対象者の総株主等の議決権の数です。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

#### (7) 買付代金 528,320,000 円

(注) 「買付代金」には、買付予定数(4,064株)に1株当たりの買付価格を乗じた金額を記載しています。

#### (8) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### 決済の開始日

平成 21 年 5 月 11 日(月曜日)

なお、法第 27 条の 10 第3項の規定により公開買付期間が延長される場合には、平成 21 年 5 月 14 日(木曜日)となります。

### 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人(後記(11)において記載されるものをいいます。)から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

### 株券等の返還方法

後記「(9)その他買付け等の条件及び方法」の「法第 27 条の 13 第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態(応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。)に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

## (9) その他買付け等の条件及び方法

### 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の上限以下の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限を超える場合は、その超える部分の全部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第5項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等の中から順次、各応募株主等につき1株の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1株未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1株減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

### 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第 14 条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第2号、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

#### 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の6第1項第1号の規定により令第 13 条第1項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

#### 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、公開買付代理人に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、公開買付代理人に到達することを条件とします(但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。)。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

#### 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の6第1項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

#### 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

#### 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第 30 条の2に規定する方法により公表します。

#### その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子

メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書、公開買付届出又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

(10) 公開買付開始公告日

平成 21 年 3 月 24 日(火曜日)

(11) 公開買付代理人

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針については、「1. 買付け等の目的」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、精査しており、今後、業績予想の修正の必要及び公表すべき事実が生じた場合には、取引所の適時開示規則に基づき、速やかに発表いたします。

### 4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社は、対象者との更なる関係強化を図りつつ、共にCRO(医薬品開発業務受託機関)業界内で確固たるポジションを獲得することを目指し、平成 21 年 3 月 23 日付で本資本業務提携契約を締結しております。かかる本資本業務提携契約の主な内容は以下のとおりです。

- ( ) 当社と対象者がそれぞれのサービス領域を組み合わせることで共同受託できる体制の構築を目的とする。
- ( ) 協力して推進する主な提携内容は次の事項とする。
  - a. 営業情報の交換等、共同受注に向けた営業協力
  - b. 受託業務における人的リソースの相互活用
  - c. 業務体制、実行プロセス等の情報交換を通じた業務手順の共通化の検討
  - d. 研修に関する情報交換・研修機会の相互提供等を通じた人材育成面での協力
  - e. 人材確保のための情報交換
  - f. 当社による対象者へのIT(情報技術)面での支援

- g.事業環境、将来のサービス形態等に関する意見交換等、事業戦略立案面の相互協力  
h.機会に応じたCRO(医薬品開発業務受託機関)企業に対するM & Aの情報交換・共同検討
- ( ) 提携を推進するため、当社及び対象者の社長による提携推進の協議の場並びに実務レベルでの連絡会を定期的を開催する。
  - ( ) 当社は対象者の取締役会の過半数に至らない範囲で取締役2名以内(現在の当社及び対象者の兼任取締役1名を含む。)を指名することができ、対象者はかかる取締役を選任するために必要となる対象者の株主総会及び取締役会の開催その他の手続きを行うものとする。
  - ( ) 当社は対象者の監査役について、その候補者を指名することはできないものとし、対象者が提案する監査役選任議案に賛成するものとする。但し、当社は対象者に対して監査役候補者を推薦することができるものとする。
  - ( ) 当社は対象者の総株主の議決権の49.00%を上限として、対象者株式を取得するために本公開買付けを実施する。なお、本公開買付けの実施後、所有議決権割合が49.00%に達しなかった場合には、法令で認められる範囲において当社が妥当と判断する手段(証券取引所における市場内外の取引を含むが、これらに限られない。)により、49.00%に至るまで対象者株式を取得することができる。また、対象者の発行済株式総数の増加等の理由により所有議決権割合が49.00%に満たなくなった場合も同様とする。

対象者は、平成21年3月23日開催の同社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨及び本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねる旨の決議を行っております。その際、対象者の取締役のうち、当社の取締役を兼務している松村晶信は、当社と対象者の利益相反回避の観点から、本公開買付けに関する審議及び決議には出席せず、また対象者の立場において当社との協議・交渉にも一切参加しておりません。

- (2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報該当事項はありません。

<ご注意事項>

- \* このプレスリリースは、当社による対象者に対する本公開買付けに関する事項を一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。
- \* このプレスリリースには、当社が対象者株式を取得した場合における、当社の考え方に基づく、事業展開の見通し等を記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見通しから大きく乖離する可能性があります。
- \* このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。
- \* 国又は地域によっては、このプレスリリースの発表又は配布に法令上の制限又は制約が課されている場合がありますので、それらの制限又は制約に留意し、当該国又は地域の法令を遵守してください。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、このプレスリリース又はその訳文を受領されても、本公開買付けに関する株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みをしたことにならず、情報としての資料配布とみなされるものとします。
- \* 本書面に含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表(平成 21 年 3 月 23 日東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて掲載された時刻)から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承ください。